

『預金口座振替規定』

1. 当組合に請求書が送付されたときは、依頼人に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払います。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しは不要とします。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、依頼人に通知することなく、請求書を返却します。
3. この契約を解約するときは、当組合に書面により届出てください。
なお、この届出がないまま長時間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出がない限り、当組合はこの契約が終了したものととして取扱います。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、当組合に故意または過失のある場合を除き、当組合は責任を負いません。
5. この規定を改定する場合は、その相当期間前に、改定内容を店頭ポスター、ホームページその他当組合が相当と定める方法にて告知することにより、当該告知に記載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以 上

2020年8月11日現在